

生徒会会則

第1章 名称

第1条 本会は、守山南中学校生徒会という。

第2章 目的

第2条 本会は、会員の自発的、自治的な態度を通して、会員の生活をより楽しくより明るくすることを目的とする。

第3章 会員

第3条 本会の会員は、在校生全員とする。

第4章 組織及び役員の定数

第4条 本会の組織及び役員の定数は生徒会組織図の通りとする。

第5章 役員の任期

第5条 本会の役員の任期は、会長・副会長は通年、他の役員は前期、後期の2期とする。役員の再選は妨げない。

第6章 役員の任務

第6条 会長は本会を代表し、会務を統轄する。

第7条 副会長は会長を助け、会長事故あるときは、その職務を代行する。

第8条 書記・会計は、会長・副会長を助け、事務上の責任をもつ。

第9条 各委員長・副委員長は、執行部の構成員となり、本会の目的達成のために積極的に活動し、各部門における会務の遂行につとめる。

第10条 各委員は各部門の任務を遂行する。

第11条 地区委員長を設置し、地区長は各地区における会員の活動を指導し、学校と各地区保護者との連携を図る。

第12条 代議員は代議員会を構成する。

第13条 学級委員は学級委員会を構成する。

第14条 選挙管理委員会は選挙の計画と管理を行う。

第 15 条 会計監査員は、代議員会で選ばれ、会計監査を行う。

第 7 章 機関

第 16 条 本会目的達成のため、次の機関をおく。

- 1 議決機関として総会及び代議員会を置く。
- 2 活動機関として、総務部会、執行部会、各委員会、代議員会を置く。
- 3 その他の独立機関として、学級委員会、選挙管理委員会、地区委員会、会計監査員会を置く。

第 8 章 会議

第 17 条 総会は、会計が招集し、本会の最高の議決機関である。

第 18 条 総会は年 3 回実施する。代議員会は、会長が適時招集し、総会に次ぐ議決機関である。

会員は、代議員会を傍聴することができる。

代議員会は参考人の出席を求めることができる。

第 19 条 各活動機関の長は、必要事項を定め、担当事項を処理するため、適時所属員を招集する。

第 20 条 本会の会合は、すべて構成人員の 3 分の 2 以上の出席で成立し、過半数以上の賛成で決定する。

第 9 章 会計

第 21 条 本会の会計は、会費、雑収入、その他でまかなう。会費は前期・後期でそれぞれ 350 円とする。

第 22 条 本会の予算は総会の承認を得る。

第 23 条 決算報告は每期行う。

- 1 会計監査は毎朝行い報告する。

第 10 章 改廃

第 24 条 会則の改廃は、代議員会の議決を経て、総会の承認を得た後実施する。但し、緊急の場合は代議員会の議決で実施し、次の総会の承認を得る。

第 11 章 補則

第 25 条 本会の会長・副会長選挙および役員を選出についての規約は別に定める。

第 26 条 本会は、この会則の他に代議員会において細則を定めることができる。

第 27 条 本会の活動は先生の適切な指導のもとに行う。

第 28 条 この会則は、昭和 59 年 5 月 1 日から実施する。

平成 19 年 4 月 1 日 一部改正

平成 28 年 4 月 1 日 一部改正

令和 3 年 4 月 1 日 一部改正

令和 4 年 4 月 1 日 一部改正

令和 7 年 4 月 1 日 一部改正



会長・副会長選挙および役員を選出についての規約

第1条 会則第25条により、会長・副会長選挙および役員を選出についての規約を定める。

第2条 会則第14条により、任期終了の20日以前に選挙管理委員会は選挙規約により、総選挙の計画と管理を行う。

第3条 役員は次の通りとする。

- 1 会長（1人）、副会長（2人）
- 2 委員長、副委員長、書記、会計
- 3 代議員および学級委員「整美・広報・図書・文化・保健・未来・行事」
- 4 学級委員
- 5 選挙管理委員（ただし、前期のみ）

第4条 役員を選出方法は次の通りとする。

- 1 会長、副会長は会員の総選挙によって選出する。
- 2 会長は2年生1名、副会長は2年生1名、1年生1名とする。
- 3 被選挙権は会長2年生、副会長は1・2年生で自由立候補制とする。
- 4 投票は単記号式とする。
- 4 会長は2年生から選出し、最多得票者を会長、次点を副会長とする。

1年生は1年生副会長選挙を実施し、最多得票者を副会長にする。

- 5 ただし、2年生の会長選挙の立候補者が1名だった場合、臨時で副会長選挙を実施する。

その場合は公約用紙提出締め切り日の翌日から副会長候補を募集し、会長選挙と同日で行う。

- 6 総務役員については以下の通りとする。

（1）書記、会計は会長が委嘱し、代議員会の承認を得る。後期については1年生、前期については新2年生からも各々1名程度会長が委嘱する。

（2）各委員会の委員長、副委員長は会長が委嘱し、代議員会の承認を得る。

- 7 代議員および学級委員、選挙管理委員は各学級で選出する。

- 8 会計監査は会長が委任する。

9 選挙管理委員長は、選挙管理委員会で選出する。

第5条 すべて選挙運動は学校内だけで行い公明正大を旨とする。

第6条 選挙管理委員会は、総選挙投票前に立会演説会を開催する。(電話やメール、SNS等での運動は禁止)

第7条 役員であって、その任務を果たし難い事故が生じた場合には、速やかにその選挙または選出を行う。補欠の任期は前任者の残任期間とする。

第8条 この規約は、昭和59年5月1日から実施する。

平成15年4月1日 一部改正

平成19年4月1日 一部改正

平成28年4月1日 一部改正

平成30年4月1日 一部改正

令和3年4月1日 一部改正

令和4年4月1日 一部改正

令和4年11月1日 一部改正

令和5年12月1日 一部改正

令和7年9月1日 一部改正